



山形県における官公需施策について

山形県産業労働部
商業振興・経営支援課



1 官公需実績

(1) 令和3年度の官公需実績

(単位: 億円、%)

	官公需 総実績額	中小企業・小規模事業者向け 契約実績額		新規中小企業向け契約実績	
	金額	金額	比率	金額	比率
物件	152.24	63.79	41.90	2.03	1.33
工事	632.09	597.48	94.52	13.61	2.15
役務	368.22	279.22	75.83	6.49	1.76
合計	1152.55	940.49	81.60	22.13	1.92

※人口10万人以上の市の実績を含まない。





1 官公需実績

(2) これまでの推移

(単位: 億円、%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
契約総額	1,097	1,280	1,107	1,474	1,233	1,330	1,596	1,393	1,525	1,675
うち中小企業との 契約額	929	1,101	952	1,258	1,013	1,072	1,273	1,107	1,278	1,372
中小企業との契約額の 割合	84.6	86.0	85.9	85.3	82.1	80.6	79.7	79.4	83.8	81.9

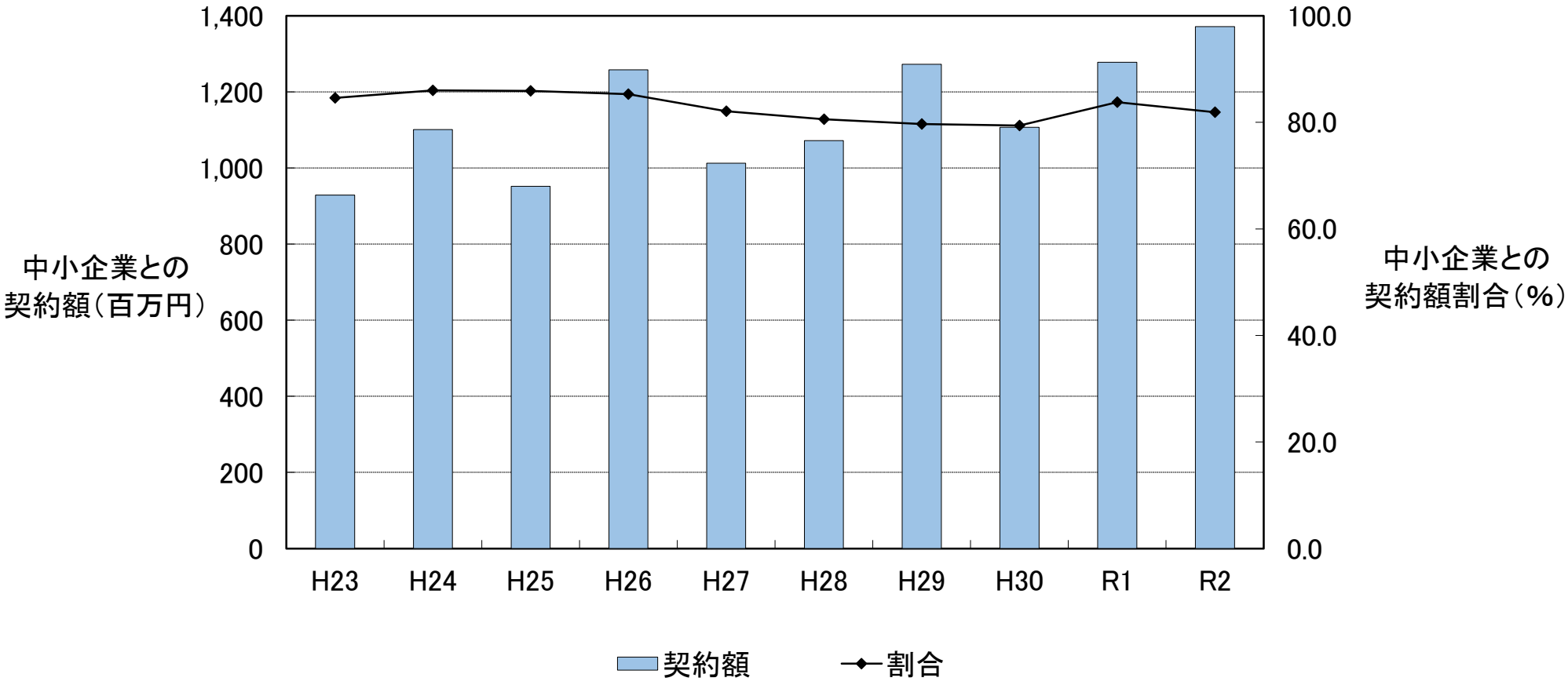
※1 出典:「地方公共団体による中小企業者の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」(中小企業庁)

※2 県及び人口10万人以上の市の実績の合計





1 官公需実績 (2)これまでの推移





2 官公需適格組合の活用

(1) 令和3年度の活用実績

- ・山形県内では、12組合が官公需適格組合証明を取得している。(令和4年10月11日現在)
- ・令和3年度における官公需適格組合との契約実績額は、約1,6億円。(調査時点では、官公需適格組合数は12組合。)

(単位:件、千円)

	物件	工事	役務	合計
契約件数	30	0	2	32
契約実績額	153,210	0	2,778	155,988

※人口10万人以上の市を含まない。





2 官公需適格組合の活用

(2) 官公需適格組合に係る特例

- ・山形県建設工事等入札参加資格審査基準 第6条

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立認可を受けた建設業関係事業協同組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合については、別に定める特例審査基準の適用を受ける場合は、当該基準により総合点数の算定及び格付を行う。





3 トライアル発注事業

(1) やまがた新商品購入促進事業

知事が認定を行った業者の新製品について、随意契約により購入することで、地元中小企業者の販路拡大を支援する事業。平成17年より実施している。



令和4年10月末現在の認定者はなし。

県において随意契約により購入できるが、県が使用する商品としての需要がないため、認定を受けても購入しにくく販路の開拓に結びつけることが難しい。





4 その他官公需に関する取組み

(1) 山形県中小企業振興条例(H24.12施行)

・第4条第5項

工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるとともに、県民と協力して中小企業者が供給する製品等の利用を推進するものとする。

・第6条

県民は、～～～、中小企業者が供給する製品等の利用の推進等に努めることなどを通じて県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。





4 その他官公需に関する取組み

(2) 地元調達運動

・「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」(平成21年決定)

→ 地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本とし、品質と競争性等の確保に留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを推進している。



目標：地元調達率 95%以上





4 その他官公需に関する取組み

(2) 地元調達運動

- ・平成26年度から、物品調達及び印刷物の製造請負における地元調達運動の対象金額を引き上げている。

	～H25	H26～
物 品	5万円未満	10万円以下
印 刷 物	50万円以下	250万円以下





4 その他官公需に関する取組み

(2) 地元調達運動

【地元調達率(令和3年度)】

区分	対象金額	地元調達率(※)
物 品	10万円以下	95.1%
印刷物	250万円以下	99.9%
業務委託	100万円以下	99.4%

※1 県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。

※2 調査対象期間は、令和3年4月～12月。

※3 件数ベースでの集計。





4 その他官公需に関する取組み

(3) 建設工事等請負業者選定基準

・建設工事について、県内建設業者の育成を図る観点から、設計金額に応じて入札参加者の地域要件を設定

設計金額	地域要件
5億円以上	県内全域
3千万円以上 5億円未満	総合支庁管内
1千万円以上 3千万円未満	総合支庁本庁舎又は同地域振興局管内
1千万円未満	総合支庁本庁舎又は同地域振興局管内の 複数市町村の区域内





4 その他官公需に関する取組み

(3) 建設工事等請負業者選定基準

【建設工事に係る県内業者の受注率】

(単位:%)

入札方法	件数	金額
一般競争入札	96.7	95.0
指名競争入札	100.0	100.0
随意契約	83.3	90.5
合計	96.7	95.0

出典「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」令和4年6月山形県

